

○職員の特殊勤務手当に関する条例

平成十三年十二月二十五日

福島県条例第八十号

改正 平成一四年三月二六日条例第七号

平成一五年三月二四日条例第四号

平成一五年一二月二六日条例第九八号

平成一六年三月二六日条例第一三号

平成一六年七月六日条例第五五号

平成一七年三月二五日条例第一〇号

平成一八年三月二二日条例第六一号

平成一九年三月二〇日条例第九号

平成二〇年三月二五日条例第一三号

平成二〇年一二月二四日条例第八二号

平成二一年三月二四日条例第三五号

平成二二年三月二三日条例第六号

平成二三年三月一八日条例第九号

平成二三年三月三十一日条例第五五号

平成二三年一二月二八日条例第九三号

平成二四年一二月二八日条例第九七号

平成二六年三月二五日条例第一一号

平成二六年七月四日条例第六四号

平成二六年一二月二四日条例第九〇号

平成二八年三月二五日条例第一七号

平成二九年七月一一日条例第四八号

平成二九年一二月二六日条例第一三五号

平成三〇年三月二三日条例第一号

平成三〇年七月一三日条例第五九号

平成三一年三月一九日条例第三号

令和二年七月一〇日条例第三六号

令和三年三月九日条例第一号

職員の特殊勤務手当に関する条例をここに公布する。

職員の特殊勤務手当に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第五項及び職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。）第十一条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

2 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものとする。

（平二八条例一七・一部改正）

(特殊勤務手当の種類)

第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 危険現場作業手当
- 二 水中作業手当
- 三 爆発物取扱等作業手当
- 四 航空業務手当
- 五 家畜等取扱手当
- 六 死体処理手当
- 七 感染症防疫等作業手当
- 八 有害物等取扱手当
- 九 放射線取扱手当
- 十 災害応急作業等手当
- 十一 用地交渉等手当
- 十二 教員特殊業務手当
- 十三 教育業務連絡指導手当
- 十四 県税賦課徴収手当
- 十五 技術者養成指導手当
- 十六 乗船業務手当
- 十七 保健福祉等特殊業務手当
- 十八 夜間等特殊業務手当
- 十九 環境衛生検査等作業手当
- 二十 犯則取締等手当

二十一 犯罪捜査等手当

二十二 交通取締等手当

二十三 鑑識作業手当

二十四 護衛等手当

二十五 警ら手当

二十六 病院等特殊業務手当

二十七 野犬捕獲作業手当

二十八 兼任授業担当手当

(平二〇条例一三・一部改正)

(危険現場作業手当)

第三条 危険現場作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 建設事務所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な箇所で行うダム、橋りょう、水門等の工事現場における監督又は検査の作業その他これに相当する作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。
 - 二 建設事務所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が掘削中のトンネルの坑内において行う測量又は工事の検査若しくは調査の作業に従事したとき。
 - 三 建設事務所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が交通を遮断することなく行う道路の維持修繕等の作業に従事したとき。
 - 四 建設事務所又は農林事務所に勤務する職員がダムの貯水池において行う流木等の除去又は豪雨等の直後における災害状況の調査の作業に従事したとき。
 - 五 職員が感電の危険を生じるおそれが特に著しいものとして人事委員会規則で定める程度の高圧の充電電路の点検、調整又は修理の作業に従事したとき。
 - 六 職員が起伏のある傾斜地又は劣悪な道路において、土木建設、除雪又は耕作のため人事委員会規則で定める自動車の運転の作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき四百五十円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(平二〇条例一三・一部改正)

(水中作業手当)

第四条 水中作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 水産海洋研究センター、水産資源研究所又は内水面水産試験場に勤務する職員が人事

委員会規則で定める期間におけるます等の採卵作業、あわび等の飼料採取作業又はのりの栽培作業に従事したとき。

二 職員が潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業 作業に従事した日一日につき二百七十円

二 前項第二号の作業 作業に従事した時間一時間につき千五百円の範囲内で人事委員会規則で定める額(特に困難な作業で心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあっては、作業一回につき千五百円)

(平一五条例四・平二〇条例一三・平三〇条例五九・一部改正)

(爆発物取扱等作業手当)

第五条 爆発物取扱等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 警察本部又は警察署に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したとき。

ア 爆発物又はその疑いのある物件の処理作業

イ 特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。)又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会規則で定めるもの

ウ 特殊危険物質による被害の危険性がある区域内において行う作業(イに掲げる処理作業を除く。)

エ 特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業

二 地方振興局その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が火薬類、高圧ガス又は液化石油ガスを製造し、又は保管する施設において行う検査、災害の調査等の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号アの作業 作業一回につき五千二百円

二 前項第一号イ、ウ及びエの作業並びに第二号の作業 作業に従事した日一日につき四千六百円の範囲内で人事委員会規則で定める額

(平三〇条例一・一部改正)

(航空業務手当)

第六条 航空業務手当は、職員が航空機に搭乗し、航空機の操縦その他の人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、搭乗した時間一時間につき五千百円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第一項の業務に従事した時間のうち、著しく危険な業務で人事委員会規則で定めるものに従事した時間がある場合の第一項の手当の額は、前項の人事委員会規則で定める額に、当該業務に従事した時間一時間につき当該額の百分の三十に相当する額を加算した額とする。
- 4 第一項の業務のために、飛行中の回転翼航空機から降下した日がある場合におけるその日の属する月の航空業務手当の総額は、前二項の規定により得られる額にその降下した日一日につきそれぞれ八百七十円を加算した額とする。

(家畜等取扱手当)

第七条 家畜等取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 家畜保健衛生所に勤務する職員その他人事委員会規則で定める職員が直接家畜を取り扱って行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。
 - 二 保健福祉事務所又は食肉衛生検査所に勤務する職員が直接獣畜を取り扱って行う作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。
 - 三 食肉衛生検査所に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが食鳥の検査の作業に従事したとき。
 - 四 農業総合センター畜産研究所又は農業総合センター農業短期大学校に勤務する職員が、種雄牛馬豚の精液の採取の作業に従事したとき又は種雄牛馬豚の自然交配若しくは精液の採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛馬豚を御する作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - 一 前項第一号及び第二号の作業 作業に従事した日一日につき千百円の範囲内で人事委員会規則で定める額
 - 二 前項第三号の作業 作業に従事した日一日につき千七百四十円
 - 三 前項第四号の作業 作業に従事した日一日につき二百四十円

(平二〇条例一三・全改)

(死体処理手当)

第八条 死体処理手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 警察本部又は警察署に勤務する職員が死体の検視又は解剖立会いの作業に従事したとき。

二 職員が死体の解剖の補助の作業に従事したとき。

三 職員が第一号に掲げる作業に準ずる作業として人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業 死体一体につき三千二百円

二 前項第二号及び第三号の作業 死体一体につき三千二百円の範囲内で人事委員会規則で定める額

(平一八条例六一・平二〇条例一三・平二六条例一一・一部改正)

(感染症防疫等作業手当)

第九条 感染症防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 保健福祉事務所に勤務する職員が人事委員会規則で定める感染症の病原体に汚染されている区域（そのおそれのある区域を含む。）において当該病原体に感染した者（そのおそれのある者を含む。）に接触する作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

二 保健福祉事務所、家畜保健衛生所又は農業総合センター畜産研究所に勤務する職員その他人事委員会規則で定める職員が家畜伝染病又は感染症であって人事委員会規則で定めるものの病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある物件の処理作業に従事したとき。

三 保健福祉事務所に勤務する職員が前二号に規定する病原体を採取し、当該病原体の試験又は検査の作業に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日一日につき二百九十円とする。

(平一五条例九八・平一六条例五五・平一八条例六一・平二〇条例一三・一部改正)

(有害物等取扱手当)

第十条 有害物等取扱手当は、試験研究機関その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、人事委員会規則で定める有害物又は薬物を使用して行う試験、研究、検査等のうち、窒息、中毒、神経障害等を引き起こす等著しく健康を害するおそれがあるものとして人事委員会規則で定める作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき二百九十円とする。

(平二〇条例一三・一部改正)

(放射線取扱手当)

第十一条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 診療放射線技師又はハイテクプラザに勤務する職員がエックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき。
 - 二 前号に掲げる職員以外の職員が前号に掲げる作業に準ずる作業として人事委員会規則で定めるものに従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき千三百四十円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(平一八条例六一・平二〇条例一三・一部改正)

(災害応急作業等手当)

第十二条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

- 一 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防その他の人事委員会規則で定める現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査
 - 二 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、遭難救助、通信施設の臨時の設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業で心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会が認めるもの
 - 三 前二号に掲げる作業に相当するものとして人事委員会規則で定める作業
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき八百四十円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第一項の手当の額は、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、第一号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するとき又は第二号に掲げる場合及び第三号に掲げる場合に該当するときにあつては、第三号に定める額を同項の手当の額とする。
- 一 第一項第一号の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項の人事委員会規則で定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額
 - 二 第一項第二号の作業が著しく危険であると任命権者が認める場合 前項の人事委員会規則で定める額にその百分の百に相当する額を加算した額
 - 三 第一項第一号及び第二号の作業が著しく危険であると任命権者が認める区域内で行われた場合 前項の人事委員会規則で定める額にその百分の百に相当する額を加算した額

第十三条 削除

(平二〇条例一三)

(用地交渉等手当)

第十四条 用地交渉等手当は、建設事務所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、現地において人事委員会規則で定める事業に必要な土地の取得等に係る交渉又は当該事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六百五十円(当該業務の一部又は全部が正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第八条の二に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外の時間において行われた場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額)とする。

3 地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第三十四条において「短時間勤務職員」という。)に係る前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間(職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第八条の二に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)」とあるのは、「日曜日等(日曜日、土曜日又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号。以下「勤務時間条例」という。)第九条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日をいう。以下この項において同じ。)の正規の勤務時間(勤務時間条例第八条の二に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)以外又は日曜日等以外の日の午前八時三十分から午後五時十五分までの時間」とする。

(平二〇条例一三・平二二条例六・一部改正)

(教員特殊業務手当)

第十五条 教員特殊業務手当は、人事委員会規則で定める職員が、次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

- 一 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で人事委員会規則で定めるもの
- 二 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊まりを伴うもの
- 三 人事委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊まりを伴うもの又は勤務時間条例第三条第一項、第四条及び第五条の規定に基づ

く週休日若しくは給与条例第十二条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に行うもの

四 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等又は四時間の勤務時間が割り振られた日に行うもの

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき八千円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第一号の業務のうち、人事委員会規則で定める業務が、被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際の、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務の場合にあっては、前項の人事委員会規則で定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。

（平二〇条例一三・平二〇条例八二・平二二条例六・平二六条例九〇・一部改正）

（教育業務連絡指導手当）

第十六条 教育業務連絡指導手当は、人事委員会規則で定める職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものの職務を担当する職員が、その担当に係る業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二百円とする。

（県税賦課徴収手当）

第十七条 県税賦課徴収手当は、地方振興局又は総務部財務総室に勤務する職員が、県税の賦課又は徴収のため納税者、滞納者若しくはこれらの関係者に直接接し、又はこれらに関係する機関を訪問して行う業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

一 専ら前項の業務に従事した場合 一月につき二万円

二 前号以外の場合 業務に従事した日一日につき千五十円。ただし、同一人の手当の額は、一月につき二万円を超えることはできない。

（平一五条例四・平二〇条例一三・一部改正）

（技術者養成指導手当）

第十八条 技術者養成指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 総合衛生学院に勤務する職員で教育職給料表の適用を受ける職員以外のものが保健衛生に関する専門的知識を必要とする授業を担当したとき。

- 二 テクノアカデミーに勤務する職員が職業訓練に関する専門的知識を必要とする授業を担当したとき。
 - 三 農業総合センター農業短期大学校に勤務する職員が農業に関する専門的知識を必要とする授業を担当したとき。
 - 四 消防学校に勤務する職員が人事委員会規則で定める消防訓練の指導に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 前項第一号、第二号及び第三号の場合 一月につき給料月額に百分の十を乗じて得た額（当該額が三万八千円を超えるときは、三万八千円）を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額
 - 二 前項第四号の場合、業務に従事した日一日につき四百六十円
(平一八条例六一・平二〇条例一三・平二一条例三五・平二二条例六・平二四条例九七・一部改正)
(乗船業務手当)

第十九条 乗船業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 職員が人事委員会規則で定める船舶に乗り組み、漁業に関する指導及び調査の作業に従事したとき。
 - 二 職員が人事委員会規則で定める船舶に乗り組み、水産教育の航海実習指導の業務に従事したとき。
 - 三 職員が前二号に類するものとして人事委員会規則で定める作業に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日一日につき四百九十円（心身に著しい負担を与えるものとして人事委員会規則で定める作業場において従事した場合にあっては、当該額に二百九十円を加算した額）とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第一項第二号の業務のために航海中に漁労の作業に従事した職員の手当の額は、前項の規定により得られる額に一航海につき人事委員会規則で定めるところにより算出した額の百分の十九・八に相当する額を支給総額として任命権者が当該職員の職務に応じて定める額を加算した額とする。

(保健福祉等特殊業務手当)

第二十条 保健福祉等特殊業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 保健福祉事務所に勤務する職員が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により、要保護者又はその扶養義務者に面接して行う生活指導、相談又は調査の業務に従事したとき。

- 二 保健福祉事務所又はいわき地方振興局に勤務する職員が児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)又は売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の規定により、援護又は育成の措置を要する者、要保護女子等に面接して行う生活指導、相談又は調査の業務に従事したとき。
 - 三 障がい者総合福祉センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)その他の法令の規定により、援護、育成又は更生の措置を要する者、要保護女子等に面接して行う判定、指導又は相談の業務に従事したとき。
 - 四 保健福祉事務所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の規定により、精神障害のために自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある者に直接接して、調査、診察立会い又は移送の業務に従事したとき。
 - 五 児童相談所に勤務する職員が児童福祉法又は児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の規定により、要保護児童等に面接して行う判定、指導又は相談の業務に従事したとき。
- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき九百六十円の範囲内で人事委員会規則で定める額(前項第一号に掲げる業務に専ら従事した場合にあっては、一月につき一万二千八百円)とする。

(平一五条例九八・平一八条例六一・平二〇条例一三・平二六条例六四・令三条例一・一部改正)

(夜間等特殊業務手当)

第二十一条 夜間等特殊業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 次に掲げる職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(人事委員会規則で定める時間帯をいう。)において行われる業務で次に掲げるものに従事したとき。
 - ア 総合療育センターに勤務する職員 看護の業務
 - イ 児童相談所又は社会福祉施設に勤務する職員 生活指導又は介助の業務
 - ウ 水産海洋研究センターに勤務する職員 海上における漁業に関する調査の業務
 - エ 建設事務所に勤務する職員 ダムの保守管理の業務
 - オ 警務部情報管理課に勤務する職員 犯罪捜査のための検索、照会又は通信設備の保守の業務
 - カ 警察署その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員 犯罪の予防若しくは

捜査、交通取締り又は警らの業務

二 農業総合センター農業短期大学校その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が正規の勤務時間以外の時間（人事委員会規則で定める時間を含む。）において行う生徒等の指導監督及び寄宿舎等の管理の業務で勤務の時間帯その他が心身に著しく負担を与えるものに従事したとき。

三 総合療育センター又は警察署その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が救急患者又は突発的に発生した事件若しくは事故のため、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し人事委員会規則で定める特別な事情の下で、緊急の手術等の処置又は犯罪の捜査若しくは鎮圧、交通取締り等の業務に従事したとき。

四 夜間課程を置く高等学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが当該課程の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務一回（前項第四号の場合にあっては、一日）につき七千四百円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。ただし、同一人の手当の額は、一月につき七万九千五百円を超えることはできない。

（平一五条例九八・平一六条例一三・平一八条例六一・平二〇条例一三・平三〇条例五九・平三一条例三・一部改正）

第二十二条 削除

（平二〇条例一三）

（環境衛生検査等作業手当）

第二十三条 環境衛生検査等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 職員が大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）その他の公害の防止に関する法令の規定による検査又は測定の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

二 職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条第一項の規定による立入検査の作業で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三百五十円とする。

（犯則取締等手当）

第二十四条 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 地方振興局又は総務部財務総室に勤務する職員が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく犯則事件の調査、検査又は犯則の取締りの業務に従事したとき。

二 水産事務所に勤務する職員が漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）その他の漁

業に関する法令の規定による検査、押収、追跡又は検挙の業務に従事したとき。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき五百五十円の範囲内で人事委員会規則で定める額を支給する。

(平一五条例四・平二〇条例一三・一部改正)

(犯罪捜査等手当)

第二十五条 犯罪捜査等手当は、警察本部又は警察署に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 日本国外において行う犯罪の捜査に関する情報収集の業務で人事委員会が定めるもの
- 二 防弾装備を着装し、かつ、武器を携帯して行う銃器犯罪捜査の業務で人事委員会規則で定めるもの
- 三 犯罪の予防及び捜査並びに被疑者の逮捕の業務(前二号に掲げる業務及び次条第一項の交通に関する犯罪の捜査の業務を除く。)
- 四 留置施設において行う被疑者(被告人その他法令により留置されている者を含む。)の看守の業務
- 五 少年を補導し、又は少年に関する相談に応ずる業務

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき千六百四十円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(平一九条例九・一部改正)

(交通取締等手当)

第二十六条 交通取締等手当は、警察本部又は警察署に勤務する職員が、人事委員会規則で定める現場において、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)その他の法令の規定に違反する者の取締り、交通に関する犯罪の捜査又は交通事故処理その他人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき八百四十円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、第一項の作業が日没時から日出時までの間において行われた場合には、人事委員会規則で定める額に百分の五十に相当する額を加算した額とする。

(平三一条例三・一部改正)

(鑑識作業手当)

第二十七条 鑑識作業手当は、警察本部又は警察署に勤務する職員が、次に掲げる作業に従

事したときに支給する。

- 一 指紋、手口又は写真を利用して行う犯罪鑑識の作業
- 二 理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定の作業

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき五百六十円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(護衛等手当)

第二十八条 護衛等手当は、警察本部又は警察署に勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 天皇又は皇族の身边において行う警衛の業務
- 二 内閣総理大臣その他の人事委員会規則で定める者の身边において行う警護の業務
- 三 核燃料物質等を輸送する車両を先導し、又は当該車両に追従して行う輸送警備の業務

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき千百五十円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(警ら手当)

第二十九条 警ら手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 地域部総合運用指令課又は交通部交通機動隊に勤務する職員がサイレン及び赤色の警光灯を装備した二輪の自動車を運転して行う警らの業務に従事したとき。
- 二 警察署その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員がサイレン及び赤色の警光灯を装備した四輪の自動車を運転して行う警らの業務に従事したとき。
- 三 警察本部又は警察署に勤務する職員が警ら又は人事委員会規則で定める地域警察に関する業務（前二号に掲げる業務を除く。）に従事したとき。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき五百六十円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(平一五条例四・平一七条例一〇・平一九条例九・平二三条例九・平二三条例五五・一部改正)

(病院等特殊業務手当)

第三十条 病院等特殊業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- 一 総合療育センター又は精神保健福祉センターに勤務する職員で医療職給料表(一)の適用を受ける職員が専ら患者の診療に従事したとき。
- 二 総合療育センターに勤務する職員で医療職給料表(三)の適用を受けるものが手術室において手術の補助の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、業務又は作業に従事した日一日につき四百十円（人事委員会規則で定める職員にあっては、一月につき五万円）の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

（平一五条例九八・平一六条例一三・平一八条例六一・一部改正）

（野犬捕獲作業手当）

第三十一条 野犬捕獲作業手当は、保健福祉事務所又は動物愛護センターに勤務する職員が、野犬、こう傷犬等の捕獲又は抑留の作業その他の人事委員会規則で定める作業に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき千百円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

（平二九条例四八・一部改正）

（兼任授業担当手当）

第三十二条 兼任授業担当手当は、人事委員会規則で定める職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

- 一 本務としての業務以外に行う高等学校の夜間の課程の授業又はその補助の業務及びこれに準ずる業務として人事委員会規則で定めるもの
- 二 本務としての業務以外に行う通信制の課程の面接指導の業務

2 前項の手当の額は、授業又は面接指導一時間につき千二百円とする。

（平二〇条例一三・一部改正）

（併給の禁止等）

第三十三条 給与条例第七条第一項の規定による給料の調整額の支給を受ける職員に対しては、次に掲げる手当は支給しない。

- 一 家畜等取扱手当（第七条第一項第一号又は第二号の作業に係るものに限る。）
- 二 感染症防疫等作業手当（第九条第一項第三号の作業に係るものに限る。）
- 三 保健福祉等特殊業務手当
- 四 野犬捕獲作業手当

2 同一の日において、二以上の業務又は作業に従事し、それらの業務又は作業に係る手当が支給されることとなる場合の手当の額は、人事委員会規則で定める。

（平一八条例六一・平二〇条例一三・一部改正）

（手当額の特例）

第三十四条 給与条例第七条の二第一項の規定による給料の特別調整額の支給を受ける職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）が、月額で定める特殊勤務手当の支給を受け

ることとなる場合の当該職員の受ける特殊勤務手当の額は、当該月額に百分の五十を乗じて得た額とする。

2 短時間勤務職員に前条までに規定する月額で定める特殊勤務手当(第十八条第一項第一号から第三号までに係る手当を除く。)を支給する場合の当該職員の特殊勤務手当の額は、当該月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 月の初日から末日までの期間において、勤務をしない日数が人事委員会規則で定める日数以上である場合の月額で定める特殊勤務手当の額は、その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項の週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割による計算(以下「日割計算」という。)により得られる額とする。

4 月の中途において、新たに月額で定める特殊勤務手当の支給を受けることとなり、又は支給を受けないこととなった職員及び支給を受ける月額の特務手当の種類又は額に異動があった職員の当該月に係る特殊勤務手当の額は、日割計算により得られる額とする。

(平二〇条例一三・平二二条例六・一部改正)

(人事委員会規則への委任)

第三十五条 この条例に定めるもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年福島県条例第六号)は、廃止する。

(平二〇条例一三・一部改正)

(東日本大震災等に係る災害応急作業等手当の特例)

3 職員が東日本大震災若しくは著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(東日本大震災を除く。以下「特定大規模災害」という。)又は原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第一百五十六号)第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があったものに対処するための作業として人事委員会規則で定めるものに従事したときは、災害応急作業等手当を支給する。

(平二三条例九三・追加、平二六条例一一・旧第四項繰上、平二九条例一三五・一

部改正)

- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき四万円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(平二三条例九三・追加、平二六条例一一・旧第五項繰上)

- 5 職員が東日本大震災に対処するため第十二条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同条第二項の人事委員会規則で定める額又は同条第三項に規定する手当の額に同条第二項の人事委員会規則で定める額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

(平二三条例九三・追加、平二六条例一一・旧第六項繰上)

- 6 職員が特定大規模災害に対処するため第十二条第一項各号に掲げる作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、同条第二項の人事委員会規則で定める額又は同条第三項に規定する手当の額に同条第二項の人事委員会規則で定める額の百分の百に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

(平二九条例一三五・追加)

(新型コロナウイルス感染症に係る感染症防疫等作業手当の特例)

- 7 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。この場合において、第九条の規定は適用しない。

(令二条例三六・追加、令三条例一・一部改正)

- 8 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき四千円の範囲内で人事委員会規則で定める額とする。

(令二条例三六・追加)

附 則 (平成一四年条例第七号)

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第四号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第九八号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

10 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の福島県立病院事業の設置等に関する条例、福島県個人情報保護条例、福島県情報公開条例及び福島県立病院医師修学資金貸与条例（以下「改正前の条例」と総称する。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、施行日以後においては改正後の福島県立病院事業の設置等に関する条例、福島県個人情報保護条例、福島県情報公開条例及び福島県立病院医師修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」と総称する。）の相当規定により病院事業管理者が行うこととなる事務に係るものは、改正後の条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為とみなす。

11 施行日前に改正前の条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後においては病院事業管理者が処理することとなる事務に係るものは、改正後の条例の相当規定により病院事業管理者に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成一六年条例第一三三号）

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年条例第五五号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成十六年六月一日から適用する。

附 則（平成一七年条例第一〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年条例第六一号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年条例第九号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十五条の改正規定は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成二〇年条例第一三三号）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に職員の特殊勤務手当に

関する条例第十七条第一項に規定する県税賦課徴収手当を支給される者に対する改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第十七条の規定の適用については、同条第二項中「二万円」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	二万六千二百円の範囲内で人事委員会規則で定める額
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	二万四千百円の範囲内で人事委員会規則で定める額
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	二万二千円の範囲内で人事委員会規則で定める額

附 則（平成二〇年条例第八二号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十年十月一日から適用する。

（教員特殊業務手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例第十五条の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例第十五条の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

附 則（平成二一年条例第三五号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三項から附則第六項までの規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第六号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十四条、第十五条及び第三十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第九号）

この条例は、平成二十三年三月十八日から施行する。

附 則（平成二三年条例第五五号）

- 1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。

（平成二三年規則第三七号で平成二三年五月一六日から施行）

- 2 第一条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第二十九条の規定は、平

成二十三年三月十八日から適用する。

附 則（平成二三年条例第九三号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。

（人事委員会規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二四年条例第九七号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二六年条例第六四号）

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第九〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年一月一日から施行する。

（人事委員会規則への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成二八年条例第一七号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四八号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則（平成二九年条例第一三五号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（平成三〇年条例第一号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第五九号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成三十年六月一日から適用する。

附 則（平成三一年条例第三号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第二十一条第二項の改正規定は公布の日から、第二十六条第二項の改正規定は平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この条例（第二十一条第二項の改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

（夜間等特殊業務手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された夜間等特殊業務手当は、改正後の条例の規定による夜間等特殊業務手当の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（令和二年条例第三六号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和二年二月一日から適用する。

（感染症防疫等作業手当の内払）

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された感染症防疫等作業手当は、改正後の条例の規定による感染症防疫等作業手当の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 3 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則（令和三年条例第一号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第二十条第一項第三号の改正規定、同項に一号を加える改正規定及び同条第二項の改正規定に限る。）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正

後の条例」という。)の規定は、令和二年四月一日から適用する。

(保健福祉等特殊業務手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された保健福祉等特殊業務手当は、改正後の条例の規定による保健福祉等特殊業務手当の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。